

下水道使用料について

新居浜市上下水道事業運営審議会(第4回)資料



令和3年11月16日

新居浜市上下水道局企業経営課

1. 第3回審議会における使用料の見直し案ついて

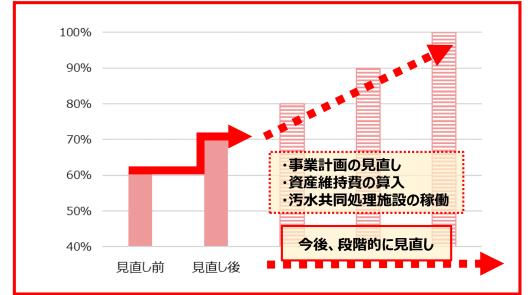


費 用(令和4~7年度)金額:千円									
費	維持管理費	2,183,241	7 211 109						
用	資本費	5,027,957	7,211,198						

収 益(令和4~7年度)金額:千円							
E 240 924	5,207,004 下水道使用料	収					
5,249,824	42,820 雑収益等						
1,961,374	不足額						

財政計画(令和4~7年度)					
維持管理費算入率	100.0%				
資本費算入率	61.0%				

資本費算入率	現行	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%
年平均収入不足額	490,344 (54.3円)	439,946 (48.7円)	377,097 (41.8円)	314,247 (34.8円)	251,398 (27.9円)	188,548 (20.9円)	125,699 (13.9円)	62,849 (7.0円)	0 (0.0円)
年平均収入増加額(千円)	_	50,397	113,246	176,096	238,945	301,795	364,644	427,494	490,343
使用料単価(円/㎡)	144.2円	149.8円	156.8円	163.8円	170.7円	177.7円	184.6円	191.6円	198.6円
改定率	_	3.9%	8.7%	13.5%	18.4%	23.2%	28.0%	32.8%	37.7%
20㎡当たり増加額(一カ月)	_	約100円	約200円	約300円	約400円	約500円	約600円	約700円	約800円



今後の事業計画の見直し状況によっては資本費が変動するなど、現時点では不確定要素はありますが、国が求める最低限の経営努力である使用料単価150円/㎡を越えた上で、計画期間の資本費算入率の見込が61.0%であることから、過去の改定状況を参考に、まずは資本費算入率が70%超過する使用料単価まで引き上げ、その後、段階的に使用料の見直しを行うことで使用料の適正化に取り組んでいきたい。

2. 使用料改定の概要について



【改定額】 1㎡あたり156.8円(現行144.2円/㎡から12.6円/㎡の増額改定)

【平均改定率】 +8.7%

【資本費算入率】 70%(財政計画期間(令和4~7年度)平均)

4年に1度、定期的な検証を行い、段階的に使用料の見直しを実施

水量別の使用状況について

	件数	水量(万㎡)	金額(万円)
基本料金	163,743 (36.0%)	93 (10.2%)	15,470 (11.7%)
(10㎡まで)	↑ 年々 増加	↑ 年々 増加	↑ 年々 増加
11∼20㎡	157,790 (34.6%)	245 (26.9%)	26,249 (19.9%)
	↑ 年々 増加	↑ 年々 増加	↑ 年々 増加
21~50m	124,485 (27.3%)	354 (38.9%) ↑ 年々 増加	46,488 (35.3%) ↑ 年々 増加
51~100m³	5,710 (1.3%)	37 (4.1%)	6,000 (4.6%)
	↓ 年々 減少	↓ 年々 減少	↓ 年々 減少
101㎡∼	3,683 (0.8%) ↓ 年々 減少	181 (19.9%) ↓ 年々 減少	37,495 (28.5%) ↓ 年々 減少
計	455,411	910	131,702
	↑ 年々 増加	↑ 年々 増加	↑ 年々 増加

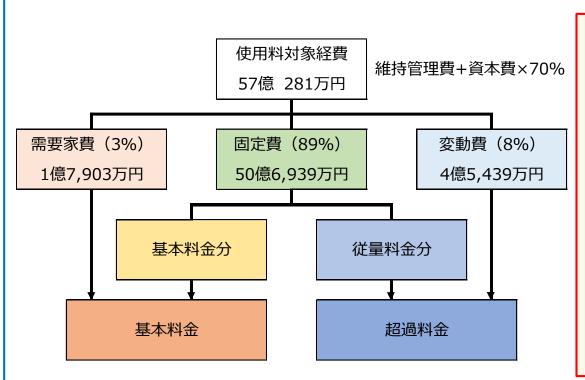
件数、水量、金額の合計数は年々、 増加していますが、**51㎡以上につい ては、節水機器の普及等に伴い件 数、水量、金額ともに減少**しています。 大口使用者である101㎡以上の使 用については、減少幅が大きく、新規 整備による普及率の向上に伴う収入 の増加分を減少させています。

※51㎡以上、H24対比:水量

▲16万㎡(▲6.8%)

3. 汚水処理経費について





汚水処理経費における施設の維持管理費 や減価償却費などの使用の増減によらない**固** 定的な経費となる需要家費及び固定費は 全体の92%を占め、薬品費や動力費等の 使用の増減に比例する変動費は8%となって います。固定的な経費を基本料金で回収す ることができれば、経営は安定しますが、固定 費を全額基本料金に転嫁すると基本料金が 高額となるため、固定費を基本料金と超過料 金に分けて使用料に算入しています。

需要	家費	使用の増減に関わらず需要家(使用者)の存在により発生する 固定的費用	検針、徴収関係経費等
固定	È費	使用の増減に関わらず、施設を適正に維持していくために固定的に 必要となる費用	施設維持管理費の大部分、 減価償却費、支払利息等
変動	助費	おおむね使用の増減に比例する費用	薬品費、動力費等

4. 料金表の検討について



◆基本料金の改定

基本料金は使用水量に関わらず接続戸数により算定される**固定的な収入**であり、固定費が大半を占める汚水処理経費において、**経営の安定化を図るためには使用水量の増減に影響されない基本料金の比率を高める必要**があります。ただし、 改定額は全使用者に等しい額となるため、大幅な増額改定は、少量使用者の負担が大きくなります。

◆超過料金の改定

現在の使用料体系は使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進使用料制を採用しています。1 m あたりの最低使用料単価と最高使用料単価の倍率を逓増度といい、現行料金では2.26(10㎡:95円/㎡、101㎡~:215円/㎡)となっています。大口使用の減少が続くと、逓増度が高いほど、経営に与える影響が大きくなります。

料金表の検討について

1	基本料金・超過料金ともに改定率に基づく改定(端数調整あり)	一定の割合で改定
2	基本料金のみ改定	基本料金の割合を重視
3	超過料金のみ改定	少量使用者への配慮
4	基本料金を一定額確保し、残りを超過料金で改定	①と②のバランスを重視

	現行使用料							
基本料金 950								
超過	11~20m³	130						
料 金	21~50㎡	175						
1 m)	51~100m³	200						
	101㎡以上	215						

5. 料金表案の比較について



() 上段は現行料金との増減額、下段は改定率

	現行使用料 ①一定割合		②基本料金 のみ改定	③基本料金 据え置き	④基本料金 確保		
	基本水量	10m³	10m ²	10m³	10m³	10m³	
基本	料金(0~10㎡)	950	1,050 (+100) (10.5%)	1,200 (+250) (26.3%)	950 (+0) (0.0%)	1,100 (+150) (15.8%)	
超過	11~20㎡	130	140 (+10) (7.7%)	130 (+0) (0.0%)	150 (+20) (15.4%)	140 (+10) (7.7%)	
料金	21~50㎡	175	190 ⁽⁺¹⁵⁾ (8.6%)	175 (+0) (0.0%)	200 (+25) (14.3%)	185 (+10) (5.7%)	
1	51~100m³	200	220 (+20) (10.0%)	200 (+0) (0.0%)	220 (+20) (10.0%)	210 (+10) (5.0%)	
m U	101㎡以上	215	230 ⁽⁺¹⁵⁾ (7.0%)	215 (+0) (0.0%)	240 (+25) (11.6%)	220 (+5) (2.3%)	
	使用料単価	144.2円/㎡	156.8円/㎡	157.1円/㎡	157.0円/㎡	156.8円/㎡	
	資本費算入率	61.0%	70.0%	70.2%	70.2%	70.0%	
改定率			8.7%	8.9%	8.9%	8.7%	
基	基本料金の割合	33.9%	34.4%	39.3%	31.1%	36.1%	
	逓増度	2.26	2.19	1.79	2.53	2.00	

6. 使用水量別使用料について

3~5人世帯

多量使用带



() 上段は現行使用料との増減額、下段は改定率

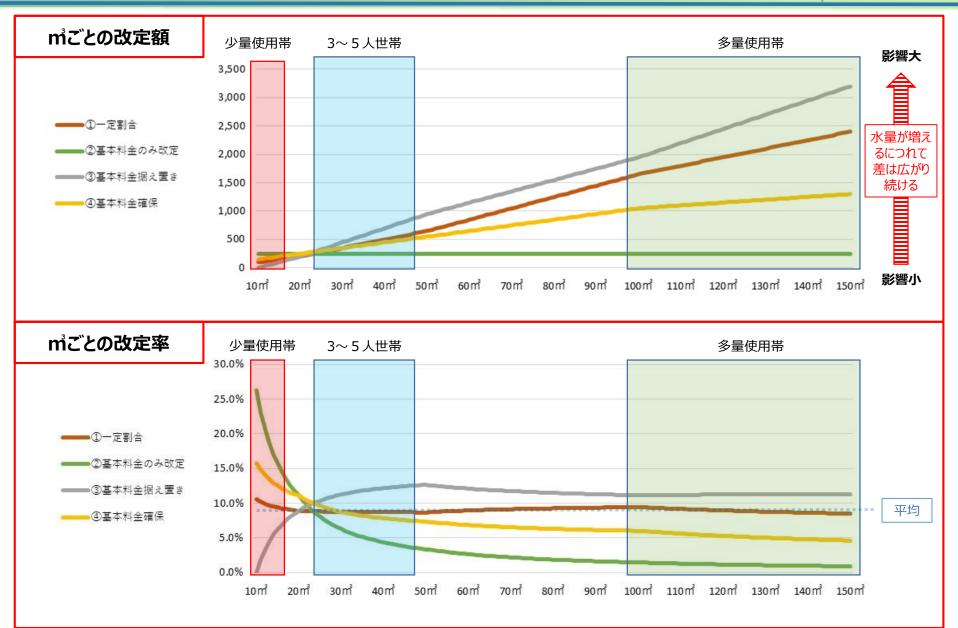
使用 水量	現行 使用料	①一定害	 合	②基本料 のみ改算				④基本料金確保	
基本料金	950	1,050	(+100) (10.5%)	1,200	(+250) (26.3%)	950	(+0) (0.0%)	1,100	(+150) (15.8%)
11	1,080	1,190	(+110) (10.2%)	1,330	(+250) (23.1%)	1,100	(+20) (1.9%)	1,240	(+160) (14.8%)
13	1,340	1,470	(+130) (9.7%)	1,590	(+250) (18.7%)	1,400	(+60) (4.5%)	1,520	(+180) (13.4%)
15	1,600	1,750	(+150) (9.4%)	1,850	(+250) (15.6%)	1,700	(+100) (6.3%)	1,800	(+200) (12.5%)
20	2,250	2,450	(+200) (8.9%)	2,500	(+250) (11.1%)	2,450	(+200) (8.9%)	2,500	(+250) (11.1%)
25	3,125	3,400	(+275) (8.8%)	3,375	(+250) (8.0%)	3,450	(+325) (10.4%)	3,425	(+300) (9.6%)
30	4,000	4,350	(+350) (8.8%)	4,250	(+250) (6.3%)	4,450	(+450) (11.3%)	4,350	(+350) (8.8%)
40	5,750	6,250	(+500) (8.7%)	6,000	(+250) (4.3%)	6,450	(+700) (12.2%)	6,200	(+450) (7.8%)
50	7,500	8,150	(+650) (8.7%)	7,750	(+250) (3.3%)	8,450	(+950) (12.7%)	8,050	(+550) (7.3%)
100	17,500	19,150	(+1,650) (9.4%)	17,750	(+250) (1.4%)	19,450	(+1,950) (11.1%)	18,550	(+1,050) (6.0%)
200	39,000	42,150	(+3,150) (8.1%)	39,250	(+250) (0.6%)	43,450	(+4,450) (11.4%)	40,550	(+1,550) (4.0%)
1,000	211,000	226,150	(+15,150) (7.2%)	211,250	(+250) (0.1%)	235,450	(+24,450) (11.6%)	216,550	(+5,550) (2.6%)
10,000	2,146,000	2,296,150	(+150,150) (7.0%)	2,146,250	(+250) (0.0%)	2,395,450	(+249,450) (11.6%)	2,196,550	(+50,550) (2.4%)

赤太字は最高額、黒太字が最低額

赤枠部分は影響が大きく、黒枠部分は影響が小さい部分

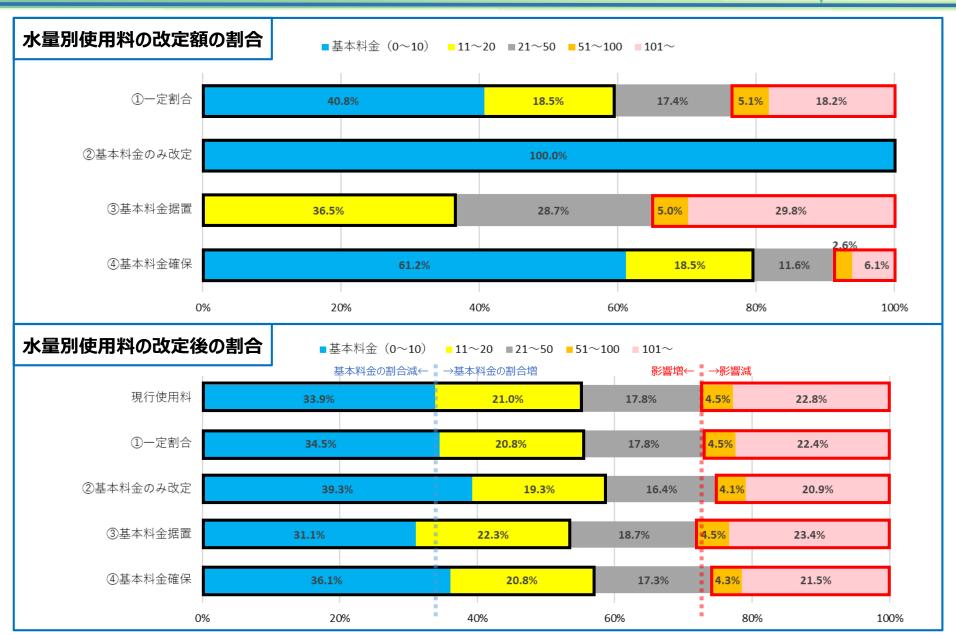
7. ㎡ごとの改定額及び改定率について





8. 使用水量別の使用料の割合について





9. 使用料改定案について(まとめ)



パターン	逓増度	基本料金 の割合	少量使用者へ の影響	3~5人世帯 への影響	大口使用 減少への影響	評価	改定概要
現行使用料	2.26	33.9%	_	_	_	_	現行使用料体系
① 一定割合	2.19 (緩和)	34.4% (維持)	中	中	大	\bigcirc	増加分が一定割合で全使用帯に平等な 負担割合となっていますが、大口使用の減 少による影響が多くなります。
② 基本料金 のみ改定	1.79 (緩和)	39.3% (増加)	大	小	無	0	大口使用の減少による影響はありません が、少量使用者の負担が一番大きくなりま す。
③ 基本料金 据え置き	2.53 (増加)	31.1% (低下)	小	大	大	Δ	少量使用者への負担は一番少なくなりますが、大口使用の減少による影響が一番 多くなります。
基本料金 確保	2.00 (緩和)	36.1% (増加)	中	中	小	0	少量使用者の負担は①より増えますが、 大口使用の減少への影響は大幅に緩和さ れます。

経営面のみ考慮すると「②基本料金のみ改定」が大口使用の減少に対する影響が無く、一番経営が安定する形ではありますが、少量使用者の負担が一番大きくなります。「①一定割合」だと、増加分が一定の割合で、増加割合は平等となりますが、大口使用の減少による影響が大きくなります。「③基本料金据え置き」だと、少量使用者への負担は一番少なくなりますが、大口使用の減少による影響が一番大きくなります。①と②を組み合わせた「④基本料金確保」が、大口使用の減少への影響を緩和しつつ、少量使用者への影響を抑えたバランスが取れた料金表と考えられます。

10. 改定案の料金表について



水量区分(㎡/月)	現行使用料		改定案④		改定額	改定率	これまでの改定幅
基本水量 (0 ~10㎡)	基本料金	950円	基本料金	1,100円	150円	15.8%	50~150円 5.6~39.5%
11 ∼ 20㎡		130円		140円	10円	7.7%	10~20円 9.5~44.4%
21 ∼ 50㎡	超過料金	175円	超過料金	185円	10円	5.7%	10~30円 7.4~31.6%
$51\sim 100$ m $^{\circ}$	(1㎡あたり)	200円	(1㎡あたり)	210円	10円	5.0%	15~30円 9.7~41.7%
101㎡ ∼		215円		220円	5円	2.3%	15~30円 8.6~46.2%
湯屋汚水	1 ㎡あたり	25円	1 ㎡あたり	25円	0円	0.0%	0~5円 0~25.0%

改定案④では、基本料金は950円が1,100円の150円(15.8%)の増加となり、超過料金は130~215円が140~220円(2.3~7.7%)の増加となります。

なお、湯屋汚水については、現在、2件の使用者がいますが、物価統制令に基づく料金が定められている公衆浴場であるため、今回は改定を行いません。

11. 県内の使用料の状況について

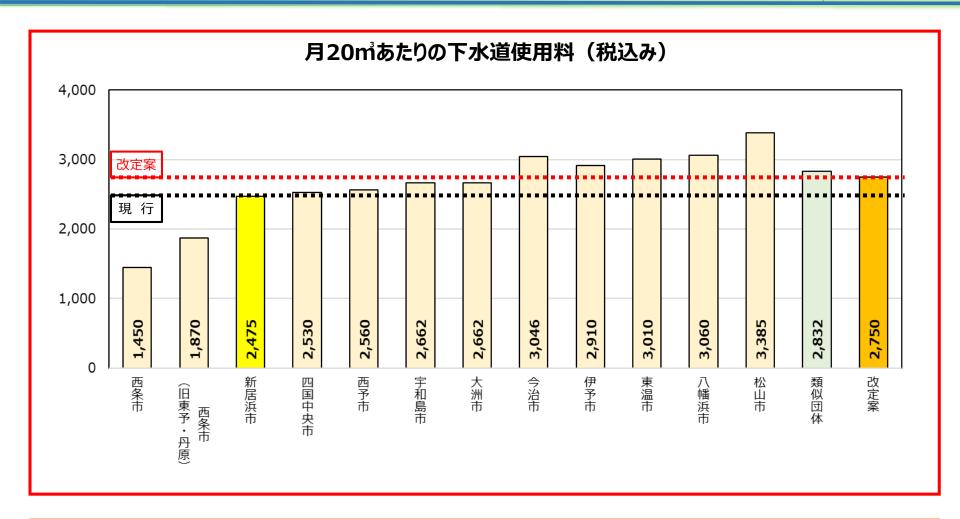


	基本料金(円)	超過 0 5		(1㎡/円 10		30	40	50	100	200	250	500	1000	1001∼ n
新居浜市	950	0			130	175		200	215					
料金改定案④	1,100	0			140	185		210	220					
西条市	320	0 64		68	73	78		85	91					
西条市 (旧東予市·丹原地区)	800	0		90	100	115		135	155					
四国中央市	972	0		134	153	162		200	210					
今治市	1,142	0		163	199	219		229	241	241 252				
松山市	987	30		179	200	207		223	22	27 240 254		269		
宇和島市	800	0 13		35	145	155		165	175					
八幡浜市	920	0		136	159	176	194	212		224				
大洲市	800	0 13		35	145 155		165	175 100			100			
伊予市	(5㎡まで) 1,000 (10㎡まで) 1,150	0 0		150	180	195		205	215	5 218				
西予市	650	0 14			40				150					
東温市	500	75			149	163	175		189	203				

[※]料金表が税込み額の自治体については、消費税を割り戻した額で算定

12. 県内の下水道使用料の状況について(20㎡税込み)





現行下水道使用料は、20㎡あたりの家庭用において税込み2,475円と**県内11市中2番目に安く**、類似団体と比べても安価な状況です。改定案④の場合、税込み275円の増で**県内11市中6番目に安く**、類似団体と比べても安価な状況となります。